

くらし

市総合防災訓練における緊急情報伝達訓練を実施

津波避難時の緊急情報伝達手段（緊急速報メール、防災行政無線、防災ラジオ）で市内全域に緊急情報をお知らせする訓練を行います。受信状況や接続状況の確認をお願いします。実際の災害と間違えないよう、ご注意ください。
日時／7月2日（日） 9時～
※当日の気象状況によっては中止する場合があります。
問／危機管理課
☎23-0356

第73回社会を明るくする運動

社会を明るくする運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、安全で安心な明るい社会を築こうとする全国的な運動です。7月は強調月間として、市内でも広報活動などが行われます。



▲更生ペンギンのホゴちゃん

問／社会福祉課

☎35-7751

各種保険料（税）について

後期高齢者医療保険料制度、国民健康保険制度、介護保険制度は、病气やけがをした場合に安心して医療や介護サービスを受けることができるよう、被保険者（加入者）が普段から保険料（税）を納め、医療費や介護サービスにかかる費用の負担を支え合う、助け合いの制度です。必ず納期限内に納めていただき、健全な運営にご協力をお願いします。

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料は、県後期高齢者医療広域連合で次の方法により被保険者ごとに決まります。

後期高齢者医療保険料の計算方法

	計算方法
所得割額	(前年中の所得－最大43万円) × 8.62%
均等割額	1人当たり44,640円

国民健康保険税

国民健康保険税は世帯を単位として、被保険者数と所得金額を基に計算します。また、40歳～65歳未満の加入者には介護納付金分が合算されて決まります。
※勤務先の健康保険を脱退・加入した場合は、速やかに健康増進課へ国民健康保険加入・脱退の届け出をしてください。

国民健康保険税の計算方法

	計算方法	医療給付費分	後期支援金分	介護納付金分
所得割額	(前年中の所得－最大43万円) × 税率	6.31%	2.44%	1.94%
均等割額	被保険者数 × 金額	25,100円	9,700円	9,900円
平等割額	1世帯当たり	17,600円	6,800円	5,000円

介護保険料

介護保険料は、所得の低い方などの負担が大きくなるように、本人の所得や市民税課税状況、世帯の市民税課税状況に応じて個人ごとに決まります。

介護保険料の計算方法

所得段階	対象	年間保険料
第1段階	・生活保護受給の方および老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯の方 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	22,700円
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	37,900円
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、第1段階・第2段階に該当しない方	53,100円
第4段階	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	68,300円
第5段階	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	75,900円
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	91,000円
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	98,600円
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	113,800円
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上500万円未満の方	129,000円
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の方	132,800円

問／市民・税務課 ☎23-0291

国民年金保険料の免除・納付猶予制度について

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、本人からの申請により、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

免除（全額・一部）制度

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が免除（全額、4分の3、半額または4分の1）されます。

納付猶予制度

20歳～50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。

対象期間／7月分～令和6年6月分
受付開始／7月3日(月)

※過去の期間分は、2年1カ月前までさかのぼって申請することができます。

必要書類

- ① 国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- ② 基礎年金番号通知書または年金手帳（氏名の記載ページ）のコピー
- ③ 失業を理由に申請する方

は、雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票のコピー

※窓口提出の場合は、身分証明書をお持ちください。

※①は日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/shinsei/koken/kokunen.files/20.pdf> からダウンロード可。

申請方法／必要書類をお持ちの上、窓口で申請または郵送

申請・問／仙台南年金事務所
〒982-1853 1 仙台市太白区長町南一丁目3-1、
☎022-246-5111、健康増進課
〒989-1248 0 桜一丁目6-20、
☎23-0809

空き地や敷地内の樹木などは適正に管理しましょう

市では、「岩沼市空き地における雑草等の除草に関する条例」を定め、空き地の所有者、管理者または占有者は、良好な生活環境を保全するため、空き地の適正な管理に努めることとしています。空き

地の雑草が放置されると、火災、ごみの不法投棄、害虫の発生など近隣住民の生活環境を保つことができなくなりま

す。適正な管理をお願いします。また、最近、敷地内樹木が繁殖し、他人の土地に張り出す事例が発生しています。土地所有者の方は適正な管理をお願いします。

問／環境課（☎23-0584）

ハチにご注意ください

初夏から秋にかけて「家にハチの巣ができた。どうしたらいいか」という相談が多く寄せられます。ハチの巣を駆除する場合には、巣ができた場所の所有者または管理者の責任で行うこととなります。スズメバチなどは強い毒性があり、駆除には危険が伴うため、専門の駆除業者へご相談ください。

問／環境課（☎23-0584）



水道管の清掃作業について

市内を①～③の地区に分け、次の日程で水道管の清掃作業を行います。

① 仙台東部道路から西側地区（志賀地区を除く）

日時／7月28日(金) 22時～29日(土) 5時ごろまで

② 仙台東部道路から東側地区

日時／8月4日(金) 22時～5日(土) 5時ごろまで

③ 志賀地区

日時／7月26日(水) 9時～17時ごろまで

作業内容／消火栓などから水

を出して水道管の洗浄を行います。水質の向上を図ります

注意事項／水圧の低下や赤水が出る可能性があります。断水にはなりません

・工コ給湯器は元栓を閉めると安心です

・受水槽施設がある建物は受水槽の元栓を閉めてください

・雨天時決行ですが、大雨や台風時は延期する場合があります

問／上下水道施設課（☎23-0847）

カモシカを見かけたときは

近年、市内でカモシカの目撃情報が多く寄せられています。カモシカは国の特別天然記念物として保護の対象となっている動物です。こちらから刺激しない限り人に危害を加えることはありません。目撃・遭遇した場合は冷静な対応をお願いします。また、原則、捕獲できませんが、長時間道をふさいでいるなど、生活や交通に支障がある場合は生涯学習課までご連絡ください。

カモシカを見かけたときの対応

- 近付かない
- 逃げ道をふさがない
- 驚かせない



問／生涯学習課（☎23-0844）、ふるさと展示室（☎25-2302）